

議案第 57 号

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正について

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

公共施設附帯駐車場の利用料金等について定めたいため

海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部を改正する条例

(海老名市立えびな市民活動センター設置条例の一部改正)

第1条 海老名市立えびな市民活動センター設置条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「開館時間等」に改め、同条中「センター」の次に「（駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、規則で定める。

3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間及び駐車場の利用時間を一時的に変更することができる。

第23条第1項中「ホール等及び多目的室等」を「ホール等、多目的室等及び駐車場」に、「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3に基づき、国土交通大臣が定める自動車

(3) 国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する自動車

(4) センターの管理及び運営のために使用する自動車

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は都道府県知事若しくは地

方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市の長から交付された療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を所持する者及びその介護者が使用する自動車

（６） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

第３０条中「第１８条」を「第１６条第２項及び第３項、第１８条」に、「、別表第１及び別表第２の」を「並びに別表第１から別表第３までの」に、「条文、別表第１及び別表第２中」を「規定中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、」に改め、「「市長」と」の次に「、「承認」とあるのは「許可」と」を加え、「、「利用時間」とあるのは「使用時間」と」を削る。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３ 駐車場（第２３条関係）

単位 円

区分	利用の単位	料金
普通車	当初１時間以内	０
	当初１時間を超えた後の１時間までごとに	２００
大型車	１回につき	２,０００

備考

１ この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 普通車 道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で二輪自動車又は乗車定員１１人以上であるバス型でないものをいう。

（２） 大型車 道路運送車両法第３条に規定する普通自動車で乗車定員１１人以上であるバス型のものをいう。

２ 現に市内に住所を有する者が駐車場を利用するときは、利用料金の１００

分の50に相当する額を減額する。ただし、大型車を駐車する場合を除く。

(海老名市文化会館条例の一部改正)

第2条 海老名市文化会館条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「開館時間等」に改め、同条第1項中「会館」の次に「（駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「開館時間」の次に「及び駐車場の利用時間」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、規則で定める。

第24条第1号中「海老名市民ギャラリーは、別表」を「海老名市民ギャラリーにあつては別表第1に、駐車場にあつては別表第2」に改め、同条第2号中「及び海老名市民ギャラリー」を「、海老名市民ギャラリー及び駐車場」に改める。

第25条第1項中「規則」を「駐車場の利用料金及び規則」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3に基づき、国土交通大臣が定める自動車

(3) 国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する自動車

(4) 会館の管理及び運営のために使用する自動車

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は都道府県知事若しくは地

方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市の長から交付された療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を所持する者及びその介護者が使用する自動車

（６） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

第３１条中「第１９条」を「第１７条第２項及び第３項、第１９条」に、「及び別表」を「、別表第１並びに別表第２」に、「条文及び別表中」を「規定中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、」に、「第２４条第１項第１号中「、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。」とあるのは「、別表に定める額」」を「「承認」を「許可」と、第２４条第１号中「に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。」とあるのは「に定める額」」に、「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

別表を別表第１とし、同表の次に次の１表を加える。

別表第２（第２４条関係）

駐車場利用料金

（単位 円）

区分	利用の単位	料金
普通車	当初１時間以内	０
	当初１時間を超えた後の１時間までごとに	２００
大型車	１回につき	２,０００

備考

１ この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 普通車 道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で二輪自動車又は乗車定員１人以上であるバス型でないものをいう。

(2) 大型車 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員11人以上であるバス型のものをいう。

2 現に市内に住所を有する者が駐車場を利用するときは、利用料金の100分の50に相当する額を減額する。ただし、大型車を駐車する場合を除く。

(海老名市都市公園条例の一部改正)

第3条 海老名市都市公園条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「有料公園施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加える。

第25条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、自動車を入場させ、又は出場させることができる時間は、規則で定める。

第31条に次の1項を加える。

7 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場の利用料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3に基づき、国土交通大臣が定める自動車

(3) 国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する自動車

(4) 都市公園の管理及び運営のために使用する自動車

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は都道府県知事若しくは地

方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市の長から交付された療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を所持する者及びその介護者が使用する自動車

（６） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

第３２条中「第２６条」を「第２５条」に、「第３１条第１項及び第２項」を「前条第１項、第２項及び第７項」に改め、「規定中」の次に「利用時間」とあるのは「使用時間」と、」を加える。

別表第２ 海老名運動公園の部に次のように加える。

駐車場

別表第２ 北部公園の部に次のように加える。

駐車場

別表第２ 中野公園の部に次のように加える。

駐車場

別表第３ 海老名運動公園の部に次のように加える。

駐車場	普通車	当初１時間以内	０円
		当初１時間を超えた後の１時間までごとに	２００円
	大型車	１回につき	２,０００円

別表第３ 北部公園の部に次のように加える。

駐車場	普通車	当初１時間以内	０円
		当初１時間を超えた後の１時間までごとに	２００円
	大型車	１回につき	２,０００円

別表第３ 中野公園の部に次のように加える。

駐車場	普通車	当初 1 時間以内	0円
		当初 1 時間を超えた後の 1 時間までごとに	200円
	大型車	1 回につき	2,000円

別表第 3 の備考第 1 項に次の 2 号を加える

- (4) 普通車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で二輪自動車又は乗車定員 11 人以上であるバス型でないものをいう。
- (5) 大型車 道路運送車両法第 3 条に規定する普通自動車で乗車定員 11 人以上であるバス型のものをいう。

別表第 3 の備考第 3 項中「有料公園施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加え、同表備考第 5 項中「操り上げて」を「繰り上げて」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

- 6 現に市内に住所を有する者が駐車場を利用するときは、利用料金の 100 分の 50 に相当する額を減額する。ただし、大型車を駐車する場合を除く。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。